

# 自己点検・評価実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の第8条第1項の規定に基づき、当校の自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）が行う自己点検・自己評価に関し、必要な事項を定める。

(委員会の構成員)

第2条 校長を委員長として、常勤全教職員で構成する。

(項目)

第3条 自己点検・評価を行う項目は、以下のとおりとする。

- (1) 教育理念・目標・育成人材像の周知、達成状況に関する事
- (2) 学校運営全般に関する事
- (3) 教職員の組織運営に関する事
- (4) 事務体制に関する事
- (5) 教育活動と学習成果及び改善を継続的に行う仕組みに関する事
- (6) 入学者の募集と選考に関する事
- (7) 納付金に関する事
- (8) 学生に対する学習上及び生活上の支援に関する事
- (9) 教育環境に関する事
- (10) 安全・危機管理に関する事
- (11) 法令の遵守等に関する事
- (12) 財務に関する事
- (13) 自己点検・評価に関する事

(改善・向上にむけた提言)

第4条 委員会は、毎年4月に第1回委員会を開き、自己点検・評価を実施する。そこで明らかになった課題については、改善・向上のための対応方針を決定し、各担当部署へ提言を行う。

(提言に基づく改善)

第5条 各担当部署は、必要に応じて非常勤職員にもヒアリングを行い、前条の提言に基づき改善に向けた取組みを行うとともに、7月末に実施する第2回委員会にて、その取組みの状況等について報告を行

(結果を踏まえた日本語教育の水準の維持向上のための取組)

第6条 改善が見られたものに関しては、取組み内容と改善結果を報告書の各備考欄に記載する。長期的な取組みを要する事柄については総括に記載し、次年度の自己点検・評価実施時に改善結果を記載する。また、第2回委員会は、委員長が毎月各部署に進捗状況を確認することとする。

(評価方法)

第7条 自己点検・評価の方法として、項目ごとに下記の4段階で評価したうえで、C又はD評価となった項目についてはその具体的な改善策を記述方式にて記載する。

**【4段階評価】**

A=「達成されている」、あるいは「適合している」(達成率90%)

B=「ほぼ達成されている」(達成率70%以上)

C=「達成に向けて努力している」(達成率50%以上)

D=「達成されていない」「必要性に気づいていなかった」(達成率50%未満)

(評価報告書の公表)

第8条 自己評価報告書については校長決済とし、決済後、本校の設置者である明星産業株式会社へ提出したうえで、毎年7月末までに学校内に掲示、かつホームページで公表するものとする。

# 自己点検・評価票

実施日： 年 月 日

日本語教育機関名	
----------	--

## 【理念】

## 【教育目標】

## 【育成する人材像】

点検・評価項目	評価
1.教育理念・目標・目的・育成人材像	
1-1.教育理念・目標・目的・育成人材像が定められている。	
1-2.理念・目標・育成人材像が教職員、学生に周知されている。	
1-3.学校の特色が明確に現れている。	
1-4.理念に基づく教育が行われている。	
1-5.教育理念・目標・育成人材像が達成されている。	

## 【C又はD評価となった項目についての具体的な改善策】

2.学校運営	
2-1.日本語教育機関の認定基準に適合している。	
2-2.運営方針や事業計画が適切に定められている。	
2-3.運営組織や意思決定機能が確立され、効率的なものになっている。	
2-4.設置者・経営担当役員は認定基準で定められた要件を満たしている。	
2-5.人事や賃金の処遇・職場環境の改善に関する制度が整備されている。	
2-6.情報システム化等による業務の効率化が図られている。	
2-7.学校運営を客観的に評価し、維持向上させる機能が整備されている。	

## 【C又はD評価となった項目についての具体的な改善策】

3.教職員	
3-1.理念・目標・育成人材像が教職員間で共有されている。	
3-2.教育の質を向上させるための研修の実施とともに、他機関への研修会の参加を促している。	
3-3.教職員評価を適切に行っている。	

3-4. 学校長・主任教員及び本務等教員・その他の教員は認定基準で定める要件を備えている。	
3-5. 学校長・主任教員及び本務等教員・その他の教員の職務内容及び責任と権限が明確に定められている。	

【C又はD評価となった項目についての具体的な改善策】

4. 事務体制	
4-1. 生徒指導担当責任者及び入管事務担当者が特定され、それぞれの職務内容が明確に定められている。	
4-2. 生徒指導担当責任者及び入管事務担当者が学生及び教職員に周知されている。	
4-3. 出入国在留管理局より認められた申請取次者を配置している。	
4-4. 受け入れる学生の言語対応ができる体制が整っている。	

【C又はD評価となった項目についての具体的な改善策】

5. 教育活動	
5-1. 教育課程における科目、到達目標が適切に定められている。	
5-2. 理念・教育目標に沿ったカリキュラムが体系的に編成されている。	
5-3. 授業開始までに学習者の日本語能力を試験等で判定し、適切なクラス編成を行っている。	
5-4. 教員の能力や経験等を勘案し、適切なクラス編成を行っている。	
5-5. 授業報告書を備え、実施した授業を正確に記録し、教員間で共有している。	
5-6. 授業評価を含む教育活動の評価を定期的に行い、その結果を的確に学生に伝えている。	
5-7. 学生に対し、あらかじめ評価基準や修了要件が周知されている。	
5-8. 成績評価や修了認定は適切かつ公平に行われている。	
5-9. 教育活動の改善を継続的に行う体制が整っている。	
5-10. 学生の日本語能力向上が図られている。	
5-11. 各種日本語試験の認定率向上のための指導体制が整っている。	
5-12. 進学率及び就職率の向上が図られている。	
5-13. 退学率の低減が図られている。	

【C又はD評価となった項目についての具体的な改善策】

6. 入学者の募集と選考	
6-1. 学生の受入方針が定められている。	
6-2. 教育内容を含む明確な学校情報を多言語で開示している。	
6-3. 学生募集活動が適切に行われ、海外の募集代理人(エージェント等)の行う募集活動についても適切に行われていることを把握している。	
6-4. 入学選考は、学習能力・勉学意欲・経費支弁能力・日本語能力等を確認し、適正かつ公平な基準に基づき行われている。	

6-5.選考に当たっては、学校関係者(職員等)が面接等を行うよう務めている。	
6-6.認定基準に基づいた適正な定員設定及び在籍者数になっている。	

【C又はD評価となった項目についての具体的な改善策】

7.納付金	
7-1.入学検定料、入学金、授業料その他納付金の金額、納付時期、納付方法及び学費以外に入学後必要な費用を募集要項に明記している。	
7-2.関係諸法令に基づいた学費返還に関する規定を定め、公開している。	

【C又はD評価となった項目についての具体的な改善策】

8.学生支援	
8-1.日本社会を理解し、適応するための取組を行っている。	
8-2.進路・就職指導に対する体制は整備され、有効に機能している。	
8-3.奨学金等の経済的支援が整備され、機能している。	
8-4.住居支援を行っている。	
8-5.アルバイトに関する指導及び支援を行っている。	
8-6.学生相談に関する体制は整備され、有効に機能している。	
8-8.学生の心身の健康管理・事故・怪我等のサポート体制が有効に機能している。	
8-9.入管法上の留意点について学生への伝達、指導を定期的に行っている。	
8-10.不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的に行っている。	
8-11.保護者や在日支援者と適切に連携している。	
8-12.卒業生への支援体制がある。	

【C又はD評価となった項目についての具体的な改善策】

9.教室環境	
9-1.教育機関として適切な位置環境にある。	
9-2.校地や校舎の面積、教室やその他の施設は認定基準に適合している。	
9-3.教室内は十分な照度が備わり、換気がなされているとともに、教育に必要な遮音がなされている。	
9-4.法令上必要な設備を備えている。	
9-5.図書や教材は適切で、最新のものを取り入れている。	
9-6.自習室等の学習効率を図るための教育設備が備わっている。	

【C又はD評価となった項目についての具体的な改善策】

10.安全・危機管理	
10-1.危機管理体制が整備されている。	
10-2.気象警報発令時の措置、災害発生時の避難方法等を定め、教職員及び学生に周知している。	
10-3.災害等に対する避難訓練を定期的実施している。	
10-4.感染症発生時の措置を定めている。	
10-5.防災用品が備蓄されている。	
10-6.防災管理者、火元責任者を選任している。	
10-7.災害等により学習困難となった際に、転学等により他校と連携できる体制が整っている。	

【C又はD評価となった項目についての具体的な改善策】

11.法令の遵守等	
11-1.法令遵守に関する担当者を定めている。	
11-2.法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされている。	
11-3.個人情報に関し、その保護のための対策をとっている。	
11-4.教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っている。	
11-5.地方出入国在留管理局、その他関係官公庁への届出、報告を遅延なく行っている。	

【C又はD評価となった項目についての具体的な改善策】

12.財務	
12-1.中長期的に学校の財務基盤は安定している。	
12-2.予算・収支計画は有効かつ妥当なものになっている。	
12-3.海外の募集代理人(エージェント等)に支払う仲介手数料等の金額は適正である。	
12-4.財務について会計監査は適正に行われている。	
12-5.財務情報公開の体制整備はできている。	

【C又はD評価となった項目についての具体的な改善策】

13.地域貢献・社会貢献	
13-1.日本語教育機関及び学生生活動による地域貢献・社会貢献を行っている。	
13-2.学生のボランティア活動を奨励・支援している。	

【C又はD評価となった項目についての具体的な改善策】

14.自己点検・評価	
14-1.自己点検・評価については、ホームページなどで広く社会に公表している。	
14-2.自己点検・評価の実施と問題点の改善に努めている。	

【総括】